

# 白井市下水道排水設備指定工事店指定継続申請手続について

白井市下水道排水設備指定工事店指定継続申請に関連する手続は、次のとおりとします。

## 1 指定工事店資格要件

指定の申請をできる者は、白井市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項の規定により、次の各号のすべての要件を満たしている者です。

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 千葉県内に営業所があること。

※以上の条件を満たしていても、次に該当する者は指定の申請をすることができません。

ア. 工事業者（法人にあっては代表者）が破産手続き開始の決定を受けて復権していない場合。

イ. 工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから、2年を経過していない場合。

ウ. 指定工事店が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合。

エ. 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある場合。

オ. 工事業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合。

カ. 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合。

## 2 申請書及び添付書類

- (1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書〔第1号様式〕
- (2) 法人の登記事項証明書（原本で3ヶ月以内のもの）
- (3) 定款の写し
- (4) 代表者の住民票（謄本でも可）、法人は写し（可）、個人事業者は原本、共に3ヶ月以内のもの

※ 添付書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗りにしてご提出してください。

- (5) 代表者の経歴書〔様式参照〕
- (6) 誓約書（個人申請不要）〔様式参照〕
- (7) 営業所の平面図及び付近見取図〔様式参照〕
- (8) 工事用機材及び設備を有することを証する書類〔様式参照〕

(9) 写 真

- ・営業所の外部、内部及び資材置き場の状況がわかるもの。
- ・工事用機材及び設備を有することを証する書類に記載された機材及び設備。

※添付する写真はカラーとし、それぞれの品目等の説明を記入してください。

(10) 専属責任技術者名簿〔第2号様式〕

- ・専属する責任技術者証の写し（表裏両面）

（注）千葉県下水道協会が交付したもの。

責任技術者の更新に伴い、提出ができない場合は、仮責任技術者証（紙カード）の写しを添付ください。

- ・雇用関係を証する書類（別紙—1）参照。

(11) 従前の白井市下水道排水設備指定工事店証

3 申請手数料 1万円

（注）申請書の提出時に納付していただきます。

4 提出部数 1部

5 申請期間及び申請場所

(1) 申請期間

1月の第3週～2月末日（閉庁日を除く午前9時から

午後3時30分まで）

(2) 申請場所 白井市役所東庁舎2階上下水道課34番窓口。

※原則持参提出とします。（ヒアリングを行います。）

郵送を希望される場合は、ご相談ください。

※上記の期間での申請が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

6 指定証の交付

(1) 交付期間 3月の第2週～3月末日

（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 交付方法

①白井市役所上下水道課窓口での交付

②郵送での交付希望の場合

申請時に返信用封筒（A4+180円切手）を提出ください。

7 指定の有効期間 5年間

8 その他

指定の継続申請を行わない場合には、「下水道排水設備指定辞退届（第5号様式）」及び「白井市排水設備指定工事店証」を提出してください。

※有効期限が終了する年度に更新対象事業者に対し、案内を送付しますので、受付期間、指定証の交付期間を確認ください。

問い合わせ先 白井市役所 上下水道課 業務係  
〒270-1492 白井市復1123  
TEL 047-492-1111(代)  
内線 3757  
Fax 047-492-3070  
E-mail [jouge-suidou@city.shiroi.chiba.jp](mailto:jouge-suidou@city.shiroi.chiba.jp)